

小牧市民病院における個人番号カードの利用に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小牧市民病院における個人番号カードの利用に関する条例（令和元年小牧市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第2条 条例第3条第1項の規定による申請（以下「申請」という。）をしようとする者（以下「申請者」という。）は、個人番号カード診察券利用申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を病院事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 申請者が病気、身体の障害等やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、次に掲げる書類を提示して、代理人により申請することができる。

(1) 申請に係る委任状

(2) 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書又は官公署の発行した免許証若しくは許可証で代理人本人の写真が貼付されたもの（以下「免許証等」という。）

(利用申請の確認)

第3条 管理者は、申請書の提出があったときは、申請者が本人又は前条第2項の代理人であること及び当該申請が申請者の意思に基づくものであることを確認しなければならない。

2 前項の規定による本人又は前条第2項の代理人であることの確認は、免許証等により行う。

(申請の不受理)

第4条 管理者は、申請者が本人若しくは第2条第2項の代理人であることの確認ができないとき又は当該申請が申請者の意思に基づかないことが明らかになったときは、当該申請を受理しないものとする。

(情報の記録)

第5条 管理者は、申請者について条例第2条の事務に係る個人番号カードの利用（以下「個人番号カード診察券利用」という。）を認めたときは、条例第3条第2項の規定により、申請者の個人番号カード及びシス

テム（個人番号カードを利用して条例第2条の事務を行うためのシステムをいう。以下同じ。）に条例第2条の事務を行うために必要な情報を記録するものとする。

（利用の変更又は中止）

第6条 条例第3条第2項の規定により個人番号カードに必要な情報を記録された者（以下「利用者」という。）は、申請の内容を変更し、又は個人番号カード診察券利用を中止しようとするときは、申請書により管理者に申請しなければならない。

2 第3条及び第4条の規定は、前項の申請について準用する。

3 管理者は、第1項の申請があったときは、前項の規定により準用する第4条の規定に基づき申請を受理しないときを除き、利用者の個人番号カード及びシステムに記録した情報を変更し、又は削除するものとする。

（情報の削除）

第7条 管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者の個人番号カード及びシステムに記録した情報を削除するものとする。

(1) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第6項の規定により個人番号カードが失効したとき。

(2) その他管理者が特に必要と認めるとき。

（利用の一時停止及び解除）

第8条 管理者は、利用者から個人番号カードを紛失した旨の届出を受けたときは、直ちに当該利用者に係る個人番号カード診察券利用を一時停止しなければならない。

2 前項の届出を行った者が個人番号カード診察券利用の一時停止を解除しようとするときは、申請書により管理者に申請しなければならない。

3 管理者は、前項の申請を適当と認めたときは、第1項の措置を解除するものとする。

（個人情報の適切な管理）

第9条 管理者は、条例第2条の事務を行うために、利用者の個人番号カード及びシステムに記録された個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用の中断)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、利用者に事前に通知することなく個人番号カード診察券利用の全部又は一部を中断することができる。

(1) 条例第2条の事務を行うための装置又はシステムの保守点検、更新等を行うとき。

(2) 天災その他やむを得ない事由により条例第2条の事務を行うことが困難であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が条例第2条の事務を行うことが困難であると認めたとき。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、個人番号カードの利用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別記様式（第2条、第6条、第8条関係）

個人番号カード診察券利用申請書

利用 変更 中止 一時停止の解除

（宛先）病院事業管理者

申請日	年 月 日
住所	〒 -
氏名	
生年月日	年 月 日
連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。